

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（350））
2. 日時：平成29年9月14日 14時15分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、正岡安全審査官、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当） 他  
8名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 機械補修課 担当

東京電力ホールディングス株式会社：

原子力設備管理部設備計画グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業部 原子力設備グループ

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』における、「原子炉格納容器の限界温度・圧力」について、これまでのヒアリングでの指摘を踏まえて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 原子炉格納容器トップヘッドフランジ部の開口量評価に対して、サプレッションチェンバアクセスハッチのフランジ構造の実測値から得られる製作公差の比率を適用できる理由について、整理して提示すること。
- 各評価対象部位の応力分類に関し、局部膜応力と曲げ応力にそれぞれ有意な値があることを踏まえてなお、過去の工事計画における設計値と発生応力値の比を係数として使用し評価することが保守的であると言える理由を再度整理して提示すること。
- 実機フランジ模擬試験において、ガスケット高さタンク（突起部）との間隔をスペーサの厚さ単位で管理していることを踏まえ、ガスケットによる閉じ込め機能維持の考え方及び許容開口量の考え方を再度整理して提示するこ

と。

- 内圧によるフランジ部の開口速度に対するガスケットの追従性に関し、改良 EPDM の試験試料毎のばらつきを考慮した追従速度評価について、根拠と共に結果を整理して提示すること。
- ガスケットの圧縮復元性能について、環境劣化のない圧縮復元性能の試験結果と環境劣化を考慮した硬度確認試験の結果を踏まえ、実機環境における圧縮復元性能の維持の考え方を再度整理して提示すること。
- エアロックハッチの強度評価結果について、評価の考え方及び評価方法を再度整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故対策の有効性評価（原子炉格納容器の限界温度・圧力）
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納容器の限界温度・圧力（指摘事項に関する回答）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 原子炉格納容器の限界温度・圧力 審査会合における指摘事項の回答
- ・ 東海第二発電所 限界圧力・温度 回答整理表（審査会合）